

**【生団連通信 Vol.19】****新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく政府発表の支援策について**

生団連事務局の手塚と申します。株式会社三井住友銀行より出向して参りまして、2020年04月に着任致しました。皆様、何卒宜しく願い申し上げます。

先日4月20日には新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、様々な支援策が打ち出されました。然し乍ら、各行政機関よりそれぞれに支援策が発表されている為、情報が分断されており、包括的な情報収集が困難になっています。

こうした状況を受けて、生団連事務局では緊急経済対策に基づく国民及び事業者に向けた様々な支援策について、主だった施策を抜粋して以下一覧に纏めました。ご参考頂ければ幸いです。

**〇「特別定額給付金（仮称）」**（総務省 HP より抜粋：

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/kyufukin.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html))

・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年4月20日閣議決定）に基づき、家計支援を目的とした、給付対象者一人当たりにつき10万円の給付を実施するもの。

**・給付対象者及び受給権者**

- (1) 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主。

**・給付額**

給付対象者1人につき10万円。

**・給付金の申請及び給付の方法**

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

**(1) 郵送申請方式**

…市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送。

**(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）**

…マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）。

**○経済産業省の支援策**（経済産業省 HP より抜粋：<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>）

・新型コロナウイルス（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を発表。

**【主な施策一覧】**

持続化給付金
支援策パンフレット
資金繰り支援（貸付・保証）
在宅勤務の推進
テレワーク導入に関する費用
新型コロナウイルス対策補助事業
中小企業・小規模事業者向け相談窓口
現地進出企業・現地情報及び相談窓口（ジエトロ）
輸出入手続きの緩和等
下請中小企業への配慮要請
雇用等への配慮要請
支援情報の検索サービス
情報通信関連企業によるテレワーク導入に対する支援情報

**○雇用調整助成金**（厚生労働省 HP より抜粋：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)）

・経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

**・支給対象**

- (1) 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- (2) 支給対象労働者：雇用保険被保険者

※ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象外。

**・主な支給要件**

- (1) 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- (2) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- (3) 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）。
- (4) 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

### ○「感染拡大防止協力金」(各地方自治体)

- ・休業要請に応じた中小企業・小規模事業者に向けた支援策として給付を(各都道府県により実施内容は異なる)。
- ・4月20日現在で37の都道府県が休業要請実施を決めており、その内の33の地方自治体が「協力金」給付等による支援を決定。
- ・この「協力金」給付にあたっては、国が緊急経済対策に盛り込んでいる約1兆円規模の「地方創生臨時交付金」の活用を認めている。

例：<東京都> (東京都産業労働局：

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/50656663f4f20cb3c0525560e77a0e11.pdf>)

- ・支給額…50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)
- ・受付期間…令和2年4月22日(水曜日)から同年6月15日(月曜日)まで

### ○税制上の措置(案) (財務省HPより抜粋：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html))

- ・感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

### ○賃料支払い猶予要請 (国土交通省HPより抜粋：

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html))

- ・不動産関連団体を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討するよう要請。

過去最大の規模感で発表された「緊急経済対策」ですが、実態を把握する為には、各省庁から発表されている情報を横断的に収集する必要があります。これは日本の縦割り行政の弊害の一つでもあり、生活者の視点から考えると、政府からの組織横断的で一覽性の高い情報提示が必要だと感じております。ぜひ皆様からお声をお寄せいただければ幸いです。引き続きよろしくお願いたします。